

一般競争入札の施行について（公告）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「令」という。）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年6月8日

岡山市長 大森雅夫

1 入札に付する事項

1	件名	南区役所1階調達什器
2	納入場所	岡山市南区役所内の指定する場所
3	納入期間	令和8年9月23日まで
4	支払条件	物品納入後とし、請求書を受理した日から30日以内とする。
5	入札案件概要	・南区役所1階調達什器 デスクほか 計28品目、74点 ※詳細は、仕様書を参照すること
6	その他	※入札書の提出は岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）により行うこと。

2 入札等の手続きに関する事項

1	公告期間	公告日から開札日まで
2	公告方法	入札・契約ホームページ「物品」⇒「入札・見積合せ情報 [物品]（契約課発注）」⇒「一般競争入札一覧」に掲載する。
3	仕様書閲覧期間	公告日から開札日まで
4	仕様書閲覧場所	入札・契約ホームページに掲載する。
5	仕様書取得期間	公告日から開札日まで
6	仕様書取得方法	入札・契約ホームページからダウンロードし、取得すること。
7	仕様書質問期間	公告日から 令和8年6月16日（火）午後4時まで
8	仕様書質問方法	質問は電子メール又はファクシミリで行うものとし、件名に「入札質問（南区役所1階調達什器）」と明記すること。電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。いずれの方法による場合でも電話で到達の確認を行うこと。 TEL 086-902-3500 南区役所総務・地域振興課
9	仕様書質問提出先	南区役所 総務・地域振興課 Eメールアドレス minamikusoumu@city.okayama.jp FAX 086-902-3540
10	仕様書回答掲載期間	令和8年6月17日（水）午後4時から 開札日まで
11	仕様書回答掲載場所	入札・契約ホームページ内に掲載する。
12	入札方法	入札方法等は「物品の一般競争入札公告共通事項」（以下「共通事項」という。）2のとおり ※仕様書に対する質問の回答を確認した後に入札すること。 ※電子入札システムを利用できる時間帯は午前8時から午後9時までとする。 ※再入札をする場合は、第1回目の開札日の午後4時までに再入札を受け付け、同時刻以降に開札を行うので、入札者は2-15に定める開札日時後に、電子入札システム「岡山市→物品、役務→電子入札システム→調達案件一覧」で再入札の有無を確認すること。
13	入札受付開始日時	令和8年6月17日（水） 午後4時
14	入札受付締切日時	令和8年6月19日（金） 午後4時
15	開札日時	令和8年6月22日（月） 午前 9時30分
16	開札場所	岡山市役所（本庁舎）5階入札室

17	参加資格確認申請書類	<p>開札の結果、「共通事項」3-(6)により一般競争入札参加資格の確認対象者となった者（以下「確認対象者」という）は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び添付書類を市長に提出し、参加資格の確認を受けなければならない。</p> <p><添付書類></p> <p>① 指名停止等措置状況調書</p> <p>② 納入物品明細書</p> <p>申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）は、開札後速やかに提出できるように、あらかじめ作成しておくこと。</p>
18	参加資格確認申請書類提出方法	<p>確認対象者の申請書等の提出方法は、申請書等を契約課へ直接持参するかまたは契約課へメール送信するかのどちらか一方とする。メール送信する場合の提出先メールアドレスは、(buppin@city.okayama.jp)とし、メールの件名に「入札参加資格確認申請（南区役所1階調達什器）」と記載すること。そして必ず契約課物品契約係へ電話（TEL 086-803-1156）し、資料の到達確認を行うこと。</p> <p>※上記以外の方法では受け付けない。なお、窓口受付時またはメール到達確認時には申請書等の内容確認は一切行わない。</p>
19	参加資格確認申請書類受付期間	<p>令和8年6月24日（水）午後5時15分まで</p> <p>（岡山市の休日を定める条例に定める市の休日（以下「休日」という。）を除く。）</p> <p>※上記の期間は申請書等の訂正及び差替えに要する期間を含めたものであるため、申請はできる限り速やかに行うこと。</p>
20	参加資格確認申請書類受付場所	岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所5階契約課

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1	入札参加資格共通事項	「共通事項」1のとおり
2	登録部門	物品
3	登録区分	希望業種（大分類） 指定なし
4	営業所所在地要件	市内業者，市内扱い業者，準市内業者又は市外業者
5	その他	仕様を満たす物品を納入できること

4 この入札に関する注意事項

1	入札金額登録	税抜き総額
2	同等品申請について	<ul style="list-style-type: none"> 参考製品以外の製品で見積もる場合は、南区役所1階調達什器一般仕様書P11の6（2）アに示す方法で申請を行うこと。 回答は入札・契約ホームページに掲載する。

物品の一般競争入札公告共通事項

1 入札に参加する者に必要な要件に関する事項

- (1) 令第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき一般競争入札参加資格が決定され、規則第4条の規定に基づく有資格者名簿「物品（原材料を含む）」に登載されていること。
- (3) 公告に定めた開札日時において本市の指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）期間中でないこと。
- (4) 入札受付締切日時までに、岡山県電子入札共同利用推進協議会が運営する岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）で使用する電子的な証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）を取得し、電子入札システムにおいて利用者登録を完了していること。

2 入札書の提出に関する事項

- (1) 入札回数は2回とする。
- (2) 入札参加者は、電子入札システムに案件登録された対象業務の入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間に、ICカードを使用して電子入札システムにより入札金額の登録を行うことにより入札書を提出すること。
- (3) ICカード取得後に電子入札システムに利用者登録を行っている者について、次に掲げる場合（ICカードの紛失、失効、閉塞、読み取り不能、破損等入札参加者の責により使用できなくなった場合を除く。）には、入札受付締切日時の1時間前までに、岡山市物品購入等電子入札実施要綱（以下「電子入札実施要綱」という。）に定める様式第1号：書面入札参加承認申請書（入札・契約ホームページ→電子入札ページに掲載。）を持参し、市長の承認を得た上で、対象業務におけるその後の手続きについて、書面により参加することができるものとする。ただし、対象業務の開札日がICカードの有効期限内であり、それらの事情が生じた後遅滞なく、ICカードの再発行手続きを行っている場合に限る。
 - ① 災害、盗難等入札参加者の責によらない事由のため電子入札に必要なICカードが使用できなくなった場合。
 - ② その他やむを得ない事由があると認められる場合。
- (4) 書面参加に変更した者は、対象業務において電子参加に変更又は復帰することを認めない。
- (5) (3)の場合において、入札参加者は入札書（入札・契約ホームページ→入札・見積合せ情報〔物品〕（契約課発注）に掲載。）に必要事項を記入し、契約の名義人となる者が記名押印（押印は、あらかじめ使用印として岡山市に届け出た印判に限る。）したものを封筒に入れ、密封して入札受付締切日時までに持参提出すること。封筒の表には、入札参加者名及び件名を記入すること（入札・契約ホームページ→電子入札ページ→電子入札案件における書面入札についてを参照。）。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に登録された金額（書面による入札参加者は、入札書に記載された金額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに登録（書面による入札参加者は、入札書に記載）すること。
- (7) (2)の場合において、電子入札システムによる入札参加者は、上記入札金額の登録にあわせて、くじ番号欄に任意の3桁の数字を入力すること。(3)の場合において、書面による入札参加者は、入札書のくじ用数字欄に任意の3桁の数字を記入（「000」は記入できない。）すること。

なお、くじ用数字欄に「001」から「999」までの数字の記入がないときは、当該数字を「999」と記入されたものとみなす。
- (8) 提出した入札書は、訂正、引換え又は撤回することはできない。ただし、開札予定日時までに契約課に所定の入札書錯誤届を提出し、本市が錯誤と認めた入札書は無効とする。

- (9) 特に必要があると認める場合を除き、入札書提出後の入札辞退は認めない。ただし、2回目の入札（以下「再入札」という。）を行う場合において、1回目の入札の開札後、再入札の入札書を提出するまでに入札辞退をする場合を除く。
- (10) 電子入札実施要綱に規定する入札以外は認めない。
- (11) 入札に際して、規則の規定を遵守すること。

3 開札方法等に関する事項

- (1) 入札の開札は、公告に定める開札日時及び場所において執行するものとする。
- (2) 2(3)に規定する書面による入札参加者がいる場合は、公告において指定した日時及び場所において、書面による入札書を電子入札システムに登録した後に開札を執行する。開札の結果、入札参加者の入札が、下記7の参加資格の確認を行うまでもなく、下記5(1)～(12)のいずれかに該当することが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。
- (3) 上記(2)により無効となった入札書を除いた入札書を提出した入札参加者がいない場合は入札を不調とするものとする。
- (4) 1回目の入札において、(2)により無効となった入札書を除いた入札書のうち税抜き許容価格以下の価格の入札書（以下「有効入札書」という。）を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した者がいない場合は再入札を行うものとする。
- (5) 再入札において、有効入札書を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した者がいない場合は入札を不調とするものとする。
- (6) 上記(4)又は(5)により落札者の決定を保留した場合は、有効入札書を提出した者のうち最低価格の入札書を提出したもの（以下「最低価格入札者」という。）を参加資格の有無の確認（以下「参加資格の確認」という。）を行う対象者（以下「確認対象者」という。）とする。
- (7) 上記(6)に基づき有効入札書に順位を付す場合において、同一価格で入札した者（以下同一価格入札者）という。）が2人以上あるときは、電子くじにより順位を決定するものとする。くじの方法は、次のとおりとする。
 - ① 同一価格入札者ごとに、入札書が到着した順（電子入札システムサーバー受信時刻順）に0から番号を付す。
 - ② 同一価格入札者ごとに、登録されているくじ番号と電子入札システムサーバー受信時刻の到着ミリ秒の小数点以下3桁を合計した数の下3桁（以下「決定くじ番号」という。）を算出する。
なお、2(3)に規定する書面による入札参加者のくじ番号は、入札書に記入されたくじ用数字とし、到着ミリ秒は本市職員が電子入札システムに入札価格を登録した時刻とする。
 - ③ 同一価格入札者の決定くじ番号の合計を同一価格入札者の数で除した余りの数と、①で付された番号の一致した者を第1順位の確認対象者とする。その他の者は①で付された番号が第1順位の確認対象者の番号から数字が大きくなる方向に向かって順位を付し、該当するものがなくなった後は、小さな数字の者から続きの順位を付すものとする。
- (8) 談合通報に基づき調査を実施する場合及び談合の疑いが認められる場合は、入札を中止、延期又は落札決定を保留することができる。
- (9) 本市の使用に係る電子計算機又は電子入札システムの障害等により、電子入札システムを使用した手続を行えないと判断した場合は、入札の延期若しくは中止又は郵便入札への変更をすることができる。
- (10) (9)による場合のほか、市長が特に必要があると認めるときは、入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることができる。
- (11) (9)及び(10)に基づき入札の中止又は入札の取消しをした場合は、入札参加者の提出した当該入札に係る入札書、申請書等及びその他の書類を無効とする。
- (12) 岡山市は入札の中止等に伴う損害賠償については、その責を負わないものとする。

4 再入札に関する事項

- (1) 再入札に参加することができる者は、1回目の入札に参加した者に限る。ただし、1回目の入札で無効となった者を除く。
- (2) 1回目の入札に参加した者が、再入札において入札書を提出しなかったときは、再入札を辞退し

たものとみなす。

- (3) 再入札の開札結果が不調になったときは、設計内容を変更することなく直ちに再公告する場合がある。

5 入札の無効に関する事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 明らかに競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) ICカードを不正に使用して行われた入札
- (4) 開札日より前の有効期限であるICカードを使用して行われた入札
- (5) 岡山市契約規則第17条の2に規定する電磁的方法による入札について第3条第1項から第3項まで及び第4条第1項に規定する手続を経ずに入札に参加した者がした入札
- (6) 入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間に入札書を提出しない者がした入札
- (7) 入札書に必要事項が記載されていない入札
- (8) 明らかに不正によると認められる入札
- (9) 再入札において、1回目の入札で無効となった者がした入札
- (10) 再入札において、1回目の入札に参加していない者がした入札
- (11) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札
- (12) 2(3)に規定する書面により入札に参加した場合は、(1)から(11)に加えて次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - ① 入札書に記名押印がない入札
 - ② 入札金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
 - ③ 封筒記載の件名又は差出人名と同封された入札書に記載された件名又は入札者名が相違する入札
 - ④ 封筒に件名又は差出人名が記載されていない入札
 - ⑤ 1通の封筒に複数の入札書を封入して提出した入札
 - ⑥ 電子入札による入札書及び書面による入札書のどちらも提出した入札

6 入札の失格に関する事項

下記7に規定する参加資格の確認において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者
- (2) 公告で指定する期限までに申請書等を提出しない者
- (3) 公告で指定する以外の方法で申請書等を提出した者
- (4) 明らかに不正によると認められる入札を行った者
- (5) 入札後落札者を決定するまでの間に、本市の指名停止等を受けた者（当該指名停止等の理由となった事案が当該入札前に発生したものである場合に限る。）
- (6) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札を行った者

7 参加資格の確認に関する事項

- (1) 確認対象者は、公告において指定する期限までに入札参加資格審査申請をすること。ただし、確認対象となった者が、申請書等提出前に、上記6のいずれかに該当することが確認された場合は、この限りではない。
- (2) 確認対象者から申請書等が提出されたときは、公告に定める開札日時を基準として、申請書等に基づき、当該確認対象者の参加資格の確認を行うものとする。
- (3) 上記(2)により参加資格の確認を行った結果、確認対象者の参加資格がないと認めたときは、第2順位の入札書を提出をした者以降について、順次申請書等の提出を求めた上で、参加資格を有する者が確認されるまで参加資格の確認を行うものとする。
- (4) 上記(3)により参加資格の確認を行う場合は、上記(2)を準用する。（この場合の申請書等の受付期間は、上位順位者の参加資格がないと認めた日の2日後（休日を除く。）の午後5時15分までとする。）

- (5) 参加資格の確認を行った結果、参加資格を有する者がいなくなった場合は、入札を不調とするものとする。
- (6) 参加資格の確認を行うに当たり、必要があると認めるときは、入札参加者に対し聴取調査を実施することができるものとする。
- (7) 上記(2)～(6)にかかわらず、必要があると認めるときは、他の入札参加者に対し申請書等の提出を求めることができる。

8 落札者の決定に関する事項

市長は、上記7(1)～(7)の参加資格の確認により、参加資格を有すると認めた者（以下「資格確認者」という。）を落札者として決定するものとする。ただし、資格確認者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、次順位の資格確認者を落札者として定めることができるものとする。

9 参加資格確認結果及び入札結果の通知に関する事項

- (1) 市長は、落札者を決定した場合は、申請書等を提出した者に対して、参加資格確認結果及び入札結果を通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由もあわせて通知するものとする。
- (2) 参加資格の確認後、落札者が申請書等について虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、参加資格を喪失する。

10 入札保証金及び契約保証に関する事項

- (1) 入札保証金 詳細内容は、別紙1のとおり
- (2) 契約保証 契約保証金が必要
詳細内容は、別紙1のとおり

11 その他

- (1) 市内業者とは、岡山市内に本社、本店等主たる事務所を有する者、準市内業者とは、本社は岡山市以外にあり、契約締結先の営業所が岡山市内にある者、市内扱い業者とは、準市内業者のうち直近の本市法人市民税の確定申告における岡山市分の従業者数が10人以上であり、かつ、岡山市の市民税を課税され特別徴収を行っている従業者数が10人以上であることの条件を満たし、その旨の関係書類及び市内営業所実態報告書を登録時に提出して確認を受けている者、市外業者とは、前記以外の者をいう。
- (2) 代表者が同じ法人又は個人は、同一の入札において2者以上参加できない。
- (3) 事業協同組合については、組合と当該組合員が同一の入札に参加できない。
- (4) この入札の結果は、落札者の決定後、落札者及び落札金額、入札者及び各入札者の入札金額並びに一般競争入札の参加資格がないと認めた者及びその理由について、岡山市ホームページにおいて閲覧に供する。
- (5) この入札におけるその他の契約条項については、岡山市ホームページに掲載する。
- (6) この入札の執行及び契約の締結については、この公告で定めるもののほか、規則、岡山市物品等一般競争入札実施要綱及び電子入札実施要綱に定めるところによる。

※お問い合わせ先

- パソコン、電子入札システムの操作方法に関すること
岡山県電子入札共同利用ヘルプデスク 電話(0120)432-198(直通)
- ICカード及びICカードリーダーに関すること
コアシステムが認定した民間認証局にお問い合わせください。
- 入札、契約について
岡山市北区大供一丁目1-1 岡山市役所本庁5階
岡山市財政局財務部契約課 電話(086)803-1156(直通)

1 入札保証金について

入札参加に当たっては、入札保証金が必要です。ただし、この入札に参加しようとする者が、岡山市一般競争入札参加資格有資格者名簿に登載されており、開札日の前日から過去3年の間に、本市との間で締結した契約を履行しないこと又は本市から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等がなく、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合又は入札保証保険契約を締結したときは、免除とします。

① 納入金額

見積もった契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を含めた額。）の100分の5以上の額を納付してください。（入札保証金に代わる担保として、*¹銀行又は市長が確実と認める金融機関（以下「金融機関等」という。）の保証を提供することができます。）

② 納入方法

契約課で発行する納入通知書（納付書は契約課で作成します。必ずあらかじめ契約課に連絡してください）で納付し、開札日の前日（休日を除く。）午後3時までに領収書を契約課へ提出してください。（入札保証金に代わる担保を提供する場合は、開札日の前日（休日を除く。）午後3時までに金融機関等の保証に係る保証書を契約課へ提出してください。入札保証保険契約を締結した場合も同様とします。）

2 契約保証金について

契約締結に当たっては、**契約保証金**が必要です。次の①～③のいずれかの書類を提出していただきます。保証金額、保険金額又は契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上です。

保 証 の 方 法	提出していただく書類
① 債務不履行により生ずる損害金の支払いを保証する* ¹ 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証	当該保証に係る保証書
② 債務不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（定額てん補特約方式に限る。）の締結	当該履行保証保険に係る証券
③ 契約保証金の納付 （納付書は契約課で作成します。必ずあらかじめ契約課に連絡してください）	契約保証金に係る領収書及びその表裏の写し

*¹銀行又は市長が確実と認める金融機関とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関とし、銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合をいう。

納入方法

契約課で発行する納入通知書（納付書は契約課で作成します。必ずあらかじめ契約課に連絡してください）で納付し、その*²契約書の作成期日の午後3時までに領収書を契約課へ提出してください（契約保証金に代わる担保を提供する場合は、その契約書の作成期日の午後3時までに金融機関等の保証に係る保証書を契約課へ提出してください。履行保証保険契約を締結した場合も同様とします。）。

*²契約書の作成期日とは市長から契約の相手方とする旨の通知を受けた日から7日以内をいう。

再入札の実施について（お知らせ）

1 回目の入札で有効な入札書を提出した方がない
（許容価格の範囲内で入札書を提出した方がない）場合は、
2 回目の入札（再入札）を行います。

○再入札案件の有無については、岡山県電子入札共同利用システムの「調達案件一覧」でご確認ください。なお、再入札を行う場合、通知書（メール）を発行します。

○再入札に参加できる方は、1 回目の入札参加者に限ります。

○再入札をする場合は、1 回目の入札の開札日の午後 4 時までを入札受付時間とし、同日午後 4 時以降に開札を行います。

○再入札で入札金額の登録を行わなかったときは、「棄権」となります。また、「再入札金額登録」画面から「辞退」を登録すると、「辞退」となります。

※再入札の流れ、操作などは、「岡山県電子入札共同利用システム 受注者様向け操作マニュアル 一般競争入札（オープン方式）」をご覧ください。

南区役所 1 階調達什器一般仕様書

令和 8 年 6 月

岡山市

1 適用

この南区役所1階調達什器一般仕様書は、令和8年9月設置予定の岡山市南区役所に納入する新規什器（以下「納入品」という。）の調達業務に適用するものである。

2 業務概要

納入品は、別紙1「南区役所1階調達什器 個別仕様書」にある規格・品質を有するものとし、あわせて納入場所への搬入・組立・設置・据付業務を含むものとする。

なお、納入品の搬入や設置にあたっての工程や調整・取りまとめは、岡山市（以下「本市」という）の指示に従うものとする。

3 関係者

本市、及びその他の関係者と協議調整を行い、円滑な業務対応にあたるものとする。

※主な関係者

- ・岡山市南区市民保険年金課及び本市職員
- ・その他、別途発注工事受注者
- ・通信設備関連事業者
- ・システム関連事業者
- ・その他、庁舎の設備の保守・点検を行う委託受託者
- ・その他、新規什器等の納入に関係する者

4 納入場所

岡山市南区役所内の指定する場所

5 納入期限

令和8年9月23日（水）まで

ただし、別紙1「南区役所1階調達什器 個別仕様書」に別の納入期限が記載されている場合は、上記期限によらず当該日を納入期限とする。また、本市の都合により、納入期限の変更について協力を求める場合がある。

6 納入品

（1）納入品の仕様について

納入品の性能、仕様、寸法等は、別紙1「南区役所1階調達什器 個別仕様書」及び別紙2「実施レイアウト図」を確認し、厳守すること。

ア 安心かつ安全に製品を利用できるよう、製品保証期間を定めたJOIFA（一般社団法人日本オ

フィス家具協会)の会員であるメーカーの製品であり、「オフィス家具製品安全基準のガイドライン」に準拠した製品であること。また、製品には認定シールが貼付けされていること。

※開札日時点で、JOIFAの会員であること。

※別紙1「南区役所1階調達什器 個別仕様書」でJOIFA対象外の品目はこの限りではない。

イ 原則、「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）の判断基準に適した製品であること。

ウ 納入品は、別紙1「南区役所1階調達什器 個別仕様書」に記載する基準品、参考例示品、または仕様、特記事項等の要件を満たし、基準品と同等以上の規格・性能・品質等を有する製品（同等品）を選定すること。

エ 同等品とは、別紙1「南区役所1階調達什器 個別仕様書」に記載する基準品と同等以上の品質・性能・形状等を有し、特記事項の内容を満たす製品であること。また、特記事項が記載されていない製品については基準品の仕様をおおむね満たす製品であること。なお、原則として寸法は合わせること。

オ 納入品は、新品、未使用品であること。

カ 本業務は、既設カウンターの解体・撤去および発生材の適正処理、ならびに一部部材の再構築を含むものとする。入札参加者は必ず事前に現場の現況確認を行い、既設什器の品番、接合構造、および設置状況等を十分に把握した上で、解体から再構築に至るまで納まりに齟齬が生じないよう適切な施工計画を策定すること。（別紙2・別紙3の図面参照のこと）

キ 納入品の色等については、契約後に貼り地・板見本などのサンプル等を用いて、本市と協議の上、決定するものとする。

ク 見積金額、契約金額には、現地下見、納入品の運搬、養生、搬入・組立・設置、梱包資材の処分、その他調整及び納品確認（品質材料、数量、規格等の妥当性の確認）等、本業務の遂行に必要な経費を全て含むものとする。

ケ 公告日時点から開札、納品までに納入予定の製品が廃番となった場合、その対応について本市と協議の上、決定するものとする。

コ 落札後、納入までに納入予定の製品の後継機種が発売され、後継機種を納入する場合には、本市の確認を取り、了承を得たうえで納入すること。

サ 納入後、万が一本仕様を満たさない製品であることが確認された場合は、無償で本仕様を満たすものに交換すること。

(2) 同等品申請について

ア 同等品で入札に参加を希望する場合は、別紙4「同等品申請書」を公告文に記載する質問として指定の期限、方法で提出し、本市の認定を得ること。

イ 別紙4「同等品申請書」には、メーカー名、カタログ情報、品名、品番、仕様規格等、基準品と

の相違点、メーカー希望小売価格（税別）等を記載し、同等品の画像（写真）及び同等品が掲載されているカタログ（最新版）の写しを添付すること。

ウ イの同等品の画像（写真）は、A3サイズの別紙にも、5cm×5cm程度のカラー画像（写真）で整理番号順に貼り付け申請書に添付すること。また、印刷した場合に目視確認しやすいものであること。

エ 同等品は原則、公告日時時点でカタログに掲載されている既製品とし、追加購入及び部品交換発注などに迅速な対応が可能かつ安定供給が確保された製品であること。

やむを得ず、特注品（輸入品含む。）等の既製品ではない製品にて同等品申請をする場合の別紙4「同等品申請書」には、カタログ（最新版）の代わりに、メーカー名及び図面と製品の画像、納入実績、メーカー製作詳細図（詳細仕様書含む。）を添付すること。

オ 規格等の確認のため、本市から現物確認を求められた場合は、速やかに本市へサンプル品を提出すること。サンプル品を確認し、その性能・機能性・堅牢性・意匠性などを検討した上で、同等品認定の可否を決定する。サンプル品は確認後、返却する。なお、サンプル品に関わる一切の費用については、同等品申請者の負担とする。

カ 基準品の寸法と差異がある場合は、別紙2「実施レイアウト図」のとおり問題なく配置できる根拠を別紙4「同等品申請書」の基準品との相違点の欄に記載すること。また、本市から当該申請品の配置レイアウト作成を要請された場合は、速やかにCADデータを受け取り対応すること。尚、CADデータの形式はJWWとする。

キ 同等品認定の可否については、質問の回答にあわせて本市ホームページに掲載する。

(3) 納入品の設置エリアと数量

納入品の設置エリアは、南区役所1階の別紙2「実施レイアウト図」に示すエリアとし、数量は、別紙1「南区役所1階調達什器 個別仕様書」のとおりとする。

諸事情により、別紙2「実施レイアウト図」の内容が変更になる可能性があるため、納入品の設置・据付は本市と協議の上、変更後のレイアウトに合わせた対応をすること。

7 納入品の搬入・組立・設置・据付

(1) 前提

ア 納入品は、変更後のレイアウトにより指定された場所に設置・据付すること。ただし、やむを得ず設置場所の変更等が生じた場合には、本市に確認を行い、その指示に従うこと。

イ 納入にあたっては、本市担当職員と納入品の仕様が確認できるカタログ等を用いて、製品の仕様の確認、納入順序、設置場所、納入時期等について事前に打合せを行い、本市の承認を得ること。

ウ 搬入・設置については、事前に作業工程を本市担当職員と協議の上、綿密な作業工程表を作成

し、本市に提出すること。当該作業工程表をもとに、本市やその他関係者と協議・調整をすること。

エ 搬入や設置にあたって、本市及びその他関連工事等の受注者と打合せ等が必要になった場合は速やかに対応すること。

(2) 搬入・組立・設置・据付の日時

ア 納入品の搬入・組立・設置・据付の日時は、契約後に本市と協議の上、決定するものとする。

イ 搬入と組立・設置・据付は別日の場合がある。

ウ 搬入日や作業日が、土・日・祝日、時間帯が夜間になることも前提とすること。

(3) 搬入・組立・設置・据付の作業

ア 供給者は安全性を重視して、本市から指定された日に納入品の搬入・組立・設置・据付を行うこと。また、場合によっては、納入日とは別の日に組立・設置・据付を行うこと。

イ 設置・据付場所については、供給者による墨出しに従うこと。

ウ 設置・据付にあたっては、特に収納庫や棚類等指定のある製品には転倒防止策を施すこと。

エ 仕上げ都合等により、固定が必要な場合は、事前に固定の場所と方法等についての計画を本市へ提出し、承認を得た上で対処すること。また、あわせて安全性等について十分な説明を本市に行うこと。なお、設置場所の床については、直床とOAフロアとがある。

オ 納入品の搬入・組立・設置・据付により発生する梱包材等の不要物の処理については、供給者の責任において持ち帰り、関係法令等に従い適正に処分すること。

(4) 自主検査・検査・立会確認

納入完了時に、納品書をもってその旨を本市に通知し、検査を受けること。また、本市の検査に立合うこと。

ア 納入品の設置・据付の後に、本市の検査に先立って、本市の指示に従い、納入品の仕様や数量等を自主的に検査すること。不備があれば、本市検査前には是正措置を実施し、当該措置の完了を本市に報告すること。

ウ 納入品の設置・据付の後に、納入年月日、数量、納入メーカー名等を記載した納品書と納入品の取扱説明書を提出すること。

エ 納入品について、本市の要請があった場合は、取扱いについて現地にて適宜説明を行うこと。

オ 納入品について、本市が提供する管理用の備品シールを供給者にて貼付けすること。なお、各納入品へのシール貼付箇所およびシールに記載する年月日等の項目は、別途本市より立会検査前に指示するものとする。

カ 納入品の所管課名、購入年月日等の本市が指定する項目をMicrosoft Excel形式で取りまとめ、そのデータをCD-R等の電子媒体で納入すること。また、データは、Microsoft Office 2019で読み取ることができるものとする。

キ 以上の手続きや作業に必要な費用は、供給者の負担とする。

8 製品保証、アフターサービス

- (1) 製品の保証期間は検査合格後の1年間とし、什器の設計・製作・施工の不具合により故障等が生じた場合は、供給者の責任において速やかに対応すること。
- (2) 日本オフィス家具協議会（JOIFA）のガイドラインに沿って保証することとし、外装表面仕上げの保証期間は1年、可動部の保証期間は2年、構造体に関わる部分の保証期間は3年とする。
- (3) 修理、部品交換が必要となった場合は、発生より1か月以内に修理対応可能なメーカーの製品であること。
- (4) 納入品に不具合が生じた場合は、交換対応のみならず不具合に至った原因を詳細に本市に報告し、必要に応じ全数点検を実施するなど万全なメーカーの協力体制が整っていること。

9 業務に付随する作業条件

(1) 体制

契約締結後速やかに、搬入と組立・設置・据付等業務従事者の体制を準備すること。また、電話以外に必ず電子メールにて連絡が可能なこと。

(2) 庁舎敷地内現地確認

搬入動線や養生敷設箇所等の確認を目的とした事前の現地確認が必要な場合は、本市及び関係工事業者等と協議の上、実施すること。

(3) 作業及び搬入

ア 取り決められた指定動線以外を搬入動線としては使用しないこと。車両を使用する際は、本市が取り決めた走行ルート、駐車、荷下し・荷積みの作業場所以外は使用しないこと。また、安全を期するため、供給者の責任で適切な人員を配置し、車両誘導及び安全管理を行うこと。

イ 駐車可能な搬入車両は4t車までとする。接車場は、本市で用意する。

(4) 作業及び搬入時等のトラブル

作業及び搬入については、全ての作業員が本市の指示に従うこと。指示に従わない等業務中にトラブルが生じた場合は、本市の求めに応じて顛末に関する報告書等をただちに提出し、他作業における再発防止策を報告すること。

(5) 養生

ア 搬入ルートにおける各所の戸枠、共用廊下（壁面、床面）、屋内階段、E V等、に養生敷設とその保守管理を供給者にて行うこと。

また、供給者が敷設した養生を撤去した後は、供給者の負担で清掃を実施し、原状に復さなければならない。

(6) 墨出し

墨出しが必要な場合は、必要に応じて供給者が作業調整を行い、自ら追加の墨出し作業を行うこと。

(7) 業務時間

ア 原則として、当該業務は24時間実施可能とする。

イ 作業や搬入は正確かつ迅速に行い、本市職員の業務に支障をきたすことのないよう十分に配慮し、指定された期日内に完了させること。

(8) 納入品取扱い及び建物への配慮

本市の財産に、破損、紛失、汚損等が生じないよう慎重を期すること。万が一、破損、紛失、汚損等が生じた場合は、供給者の責任と費用負担により、本市の指示により修復を行うこと。

(9) 賠償責任

供給者は、必要な関係法令を遵守し、来庁者等の第三者の他、本市職員等の安全を確保するとともに、常に安全管理に努め、事故のないように万全を期さなければならない。

業務中に次の事故が発生した場合は、遅滞なく本市に報告し、その損害の補償等は供給者の責任において行うこと。

ア 第三者の他、本市職員等の人身事故

イ 業務車両等におけるすべての人身事故及び物損事故

ウ 敷地内の縁石、植栽、建物、構造物とそれに付属する設備に対する事故

エ 納入品等に関する事故

オ その他、供給者の責務に帰すべき事由に基づく事故

(10) 遵守事項

ア 業務従事者には服装の統一、腕章等の着用をさせ、本業務の従事者であることが明らかに認識できるようにすること。

イ 入退館については供給者の責任者において作業員をとりまとめの上、指定の出入口を使用すること。

ウ 業務に直接関係ない場所に立ち入らないこと。

エ 休憩、飲食等は本市の指示に従って行うこと。また、敷地内は全面禁煙とする。

オ EV等の設備を使用する時は本市の指示に従うこと。

カ 火気使用等の安全管理には特段の注意を払うこと。

キ 本業務によって知り得た本市情報を第三者に漏らし、あるいは他の目的で使用してはならない。

供給者は情報管理を徹底し、不備により本市が被害を受けた場合には、その責任を負うものとする。

(11) 業務実施上の留意事項

ア 納入品等はそれぞれの特性、規格、用途に応じ最も適した方法で梱包、運搬等を行い、業務中の

損傷、破損等がないように十分配慮すること。

イ 業務実施に当たっては、近隣住民及び第三者の安全についても十分配慮し、注意を払うこと。

ウ 納入品配送時、公道でのトラック積替作業は厳禁とする。

エ 法の定める資格を要する業務については、有資格者を確保し実施すること。また、法令の規定を遵守し、安全業務に努めること。

オ 搬入期間中は気象状況に留意し、十分な対策を講じること。

(1 2) 環境への配慮

ア 搬入車両は、ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車の利用に努めること。当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示または写しの提出を求められた場合には、速やかに提示、または提出すること。

ウ アイドリングストップを徹底すること。

(1 3) 報告

ア 供給者は、業務当日の業務実施状況と終了時の報告を本市に報告すること。

イ 供給者は、業務内容、納入品について不測の事態あるいは事故等が発生した場合は、速やかにその内容を本市に報告し、指示を受け、解決を図ること。また、その後の対応策及びその経過も報告すること。

10 その他

(1) 支払いについて

検査合格後、供給者の請求に基づき支払うものとする。

(2) 疑義等について

この仕様書に定めのない事項や、仕様書記載の業務内容に疑義が生じた場合、本市と供給者で協議の上、決定する。

【担当課】

南区役所総務・地域振興課

〒702-8544 岡山市南区浦安南町495-5

電話番号：086-902-3500

電子メール：minamikusoumu@city.okayama.jp

■添付資料

別紙1 南区役所1階調達什器 個別仕様書

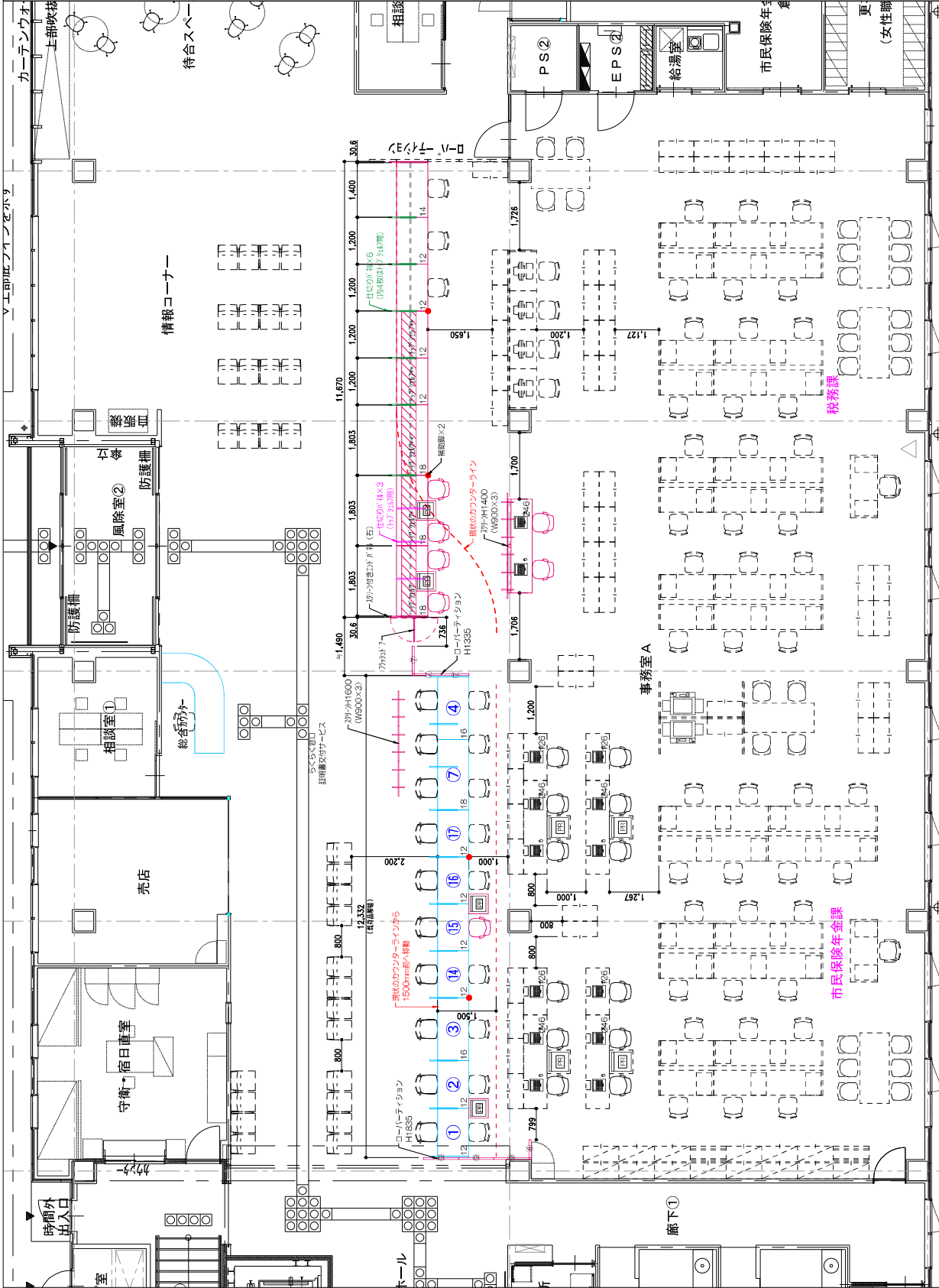
- 別紙 2 実施レイアウト図
- 別紙 3 現状レイアウト図
- 別紙 4 同等品申請書

別紙1 南区役所1階調達仕器 個別仕様書 納入期限：令和8年9月23日（水）

JOIFA	基準品	特記事項	品名（一般名称）	基準品（コクヨメイン）										参考例品①（イトーキメイン）						参考例品②（オカムラメイン）							
				品名	品名	数量	W	D	H	メーカー	加納	定価（税別）	定価合計	品名	品名	メーカー	カタログ	定価（税別）	定価合計	外寸法（W×D×H）	品名	品名	メーカー	カタログ	定価（税別）	定価合計	外寸法（W×D×H）
●	1	<p>■仕様</p> <p>【寸法】寸法要件を必ず満たすこと</p> <p>【天板】表面材：メラミン化粧板、芯材：スチール、ハニカム、エッジ：樹脂押出材(ABS)</p> <p>【エンド脚】スチール(焼付塗装)、樹脂(ABS・PP)</p> <p>【中間脚】スチール(焼付塗装)、樹脂(ABS)</p> <p>【幕板・コートダクト】スチール(焼付塗装)、樹脂(PP)</p> <p>【開閉式配線カバー】アルミ押出材(アルマイト仕上げ)、樹脂(ABS)</p> <p>■要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レイアウト変更に伴い両面⇄片面の変更が可能であり、その際に多くの部材が転用できること ・将来のレイアウト変更にも対応できるよう、最長12mまで連結可能とすること ・デスク単体サイズがW1000～W3000まで同一シリーズで対応できること ・机上面を大きく確保するために配線カバーが95mm程度以下であること ・配線ダクトはOAタップが入るよう天板面から深さ100mm程度、配線開口幅片側85mm程度を確保すること ・配線カバーは2分割され個別に使用できること、また片手で電源が差し込めるよう開閉式であること ・コード受けは幕板に沿って任意の位置に移動でき、側板を手前に倒して配線のメンテナンス作業が行えること ・天板裏にマグネット式フックが取り付け可能なこと ・天板裏の足元幕板はH300mm程度であること ・天板はシャープなイメージとなるよう先端は船底形状とし、厚みは25mm程度とする ・強度確保のため天板芯材はスチール製であること ・センター引き出しが任意の位置に取付け可能で、かつ将来的に取付け位置が容易に変更できること ・将来のレイアウト変更の際、意匠変更も容易にできるよう天板カバーが取り付け可能なこと ・配線収納を考慮して配線オプションが取付け可能なこと ・脚・天板色の組み合わせは計8通り程度であること 	デスク	DWV-WD2406-SAWPAW3	デスク ワークヴィスタ+ 片面D600 基本 開閉式配線カバー	1	2,400	625	720	コクヨ	310	196,000	196,000	CLR-246GLS-W9W9+CLRA-24DEM-W9(¥20,600)	インターリンク R 可変パネル脚・片面 単独型	イトーキ	162164	237,400	237,400	W2402xD630xH720	DP19NC-MK28+DP96AC-Z975(¥33,300)	デスク プロユニット フリーウェイ 片面D600 基本+開閉式配線カバー	オカムラ	292293	265,660	265,660	W2400xD625xH720
●	2	<p>■仕様</p> <p>【背もたれ】背板：ポリプロピレン、クッション：スラブウレタン</p> <p>【座面】座板：ポリプロピレン、クッション：モールドウレタン</p> <p>【張り地】ポリエステル</p> <p>【脚部】脚羽根：強化ナイロン、5本脚、キャスター：φ50mm</p> <p>■要件</p> <p>【背】背もたれと肘掛けが一体で成型されたコンパクト設計なイスであること</p> <p>【座】ロッキング反力が使用者の体格に合わせて調節される「体重感知式」のロッキング機構を有していること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・座面に、耐圧分散と、骨盤の前滑りによる姿勢の崩れ防止を目的とした機能を有していること ・座面クッションは、座り心地や経年劣化に配慮され、最も厚い部分が65mm以上あり、座シェル内部の形状を感じにくい配慮がされていること ・大腿部の体圧分散性を向上させるために、座の前方に荷重を加えると5°程度前傾する機能を有していること <p>【肘】デスクに近づく際、邪魔になりにくく、姿勢の崩れも防ぎ、横からの出入りにも邪魔にならない、コンパクトなサイズの肘掛けであること</p> <p>【脚】デスクの下肢空間に納まるよう、省スペースに対応した脚サイズ（W570mm程度）であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャスターはナイロンキャスターとゴム単輪キャスターの2種類程度から選択できること ・脚羽根部分は汚れの懸念が大きいため、黒色もしくは、磨き仕様とすること <p>【その他】調節機能がわかりやすいように、各操作レバーが手の届きやすい位置に集約されていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イスの耐荷重は90kg程度であること ・サステナブルの視点から背と座の交換が容易であること ・張り地は、8色程度から選択可能であること ・安全性試験・静荷重試験・耐久性試験において、JIS S 1043:2016規格に対応していること 	イス	G10-B11CW-E1G9Q41	チェア ピコラリビナ ブラック脚 ローバック 布	7	570	550	880	コクヨ	442	51,700	361,900	KT-186PV-T1Q7	ポニートチェア	イトーキ	321	59,300	415,100	W575xD550xH780	8CBAAR-FXW5	チェア パラレル	オカムラ	418	71,300	499,100	W535xD660xH847
●	3	<ul style="list-style-type: none"> ・パネル端部に連結レバーが内蔵されており、直線連結の場合コーナーポストを使用せずに連結可能であること ・2方向、3方向、4方向連結の場合、コーナーポストは共通で使用できること ・パネルにエンドカバーが内蔵されていること ・クロス色は21色以上から選択可能であること・フレームは2色から選択可能であること 	ローバーティション	PP-FXN0918HSNE5N	ローバーティション フレクセルII 全面クロスパネル	3	900	54	1,835	コクヨ	662	90,400	271,200	FZR-0919AR-T1W2	FZRパネル クロスパネル	イトーキ	709	100,600	301,800	W900xD50xH1935	NX10FF-FFD3	ローバーティション ポジット 全面クロスパネル	オカムラ	585	90,190	270,570	W900xD40xH1920
●	4	<ul style="list-style-type: none"> ・パネル端部に連結レバーが内蔵されており、直線連結の場合コーナーポストを使用せずに連結可能であること ・2方向、3方向、4方向連結の場合、コーナーポストは共通で使用できること ・パネルにエンドカバーが内蔵されていること ・クロス色は21色以上から選択可能であること・フレームは3色から選択可能であること 	ローバーティション	PP-FXN0418HSNE5N	ローバーティション フレクセルII 全面クロスパネル	1	450	54	1,835	コクヨ	662	77,800	77,800	FZR-0419AR-T1W2	FZRパネル クロスパネル	イトーキ	709	70,900	70,900	W450xD50xH1935	NX10FB-FFD3	ローバーティション ポジット 全面クロスパネル	オカムラ	585	74,130	74,130	W450xD40xH1920
●	5	<ul style="list-style-type: none"> ・2方向、3方向、4方向連結の場合に共通で使用できること ・フレームは3色（シルバー、ホワイト）から選択可能であること 	ローバーティション	PPS-FXNP18N	ローバーティション フレクセルII コーナーポスト90°	1	54	54	1,835	コクヨ	664	22,700	22,700	FZR-19JS-T1	FZRパネル 連結ポスト 90° ポスト	イトーキ	712	22,100	22,100	W51xD51xH1935	NX81AE-Z637	ローバーティション ポジット コーナーポスト 90°	オカムラ	588	41,120	41,120	H1920
●	6	<ul style="list-style-type: none"> ・床移動を防止する金具であること 	ローバーティション	PPS-FXAFF4	ローバーティション フレクセル 床移動防止金具	3	30	150	75	コクヨ	664	4,800	14,400	FZSA-PF	FZRパネル 床固定金具	イトーキ	712	2,000	6,000	H15	NS937Y-T03	ローバーティション ポジット ズレ止め金具	オカムラ	589	1,540	4,620	

別紙1 南区役所1階調達仕器 個別仕様書 納入期限：令和8年9月23日（水）

JOIFA	基準品	特記事項	品名（一般名称）	基準品（コクヨメイン）										参考例品①（イトーキメイン）						参考例品②（オカムラメイン）								
				品名	数量	W	D	H	メーカー	加納	定価（税別）	定価合計	品名	品名	メーカー	カタログ	定価（税別）	定価合計	外寸法（W×D×H）	品名	品名	メーカー	カタログ	定価（税別）	定価合計	外寸法（W×D×H）		
●	15	・No.11の直線カウンターに取り付け可能なこと ・将来変化を見据えて着脱可能なこと ・No.11の直線カウンターと同一シリーズであること	カウンター	CO- EEDS124MT1*	カウンター EF TシェルF1200	2	1,170	375	230	コクヨ		706	203,000	406,000	SO	NVカウンター ハイユニット 別注	イト キ	631	240,000	480,000		48CA3A	RBカウンター ハイ カウンターユニット	オカム ラ	837	169,350	338,700	
●	16	・ユニットカウンター同士の連結が可能であること	カウンター	CO-EEDJ	カウンター EF ロータイプ連結金具	7	110	578	712	コクヨ		705	32,200	225,400	NVP-7C	NVカウンター ロータイプ ローカウンター用連結フレー ム	イト キ	630	16,500	115,500		48CL7Y-T03	RBカウンター 天板 連結材 カウンター直 線連結材セット	オカム ラ	840	3,620	25,340	
●	17	・ユニットカウンターの安定を保つことが可能であること	カウンター	COF-EEJ7P81	カウンター EF 補助脚ロータイプ用	2	90	90	688	コクヨ		705	23,600	47,200	NVP-7KV-92	NVカウンター ローカウ ンター用補助パネル	イト キ	630	45,600	91,200	W15xD140xH7 04	48C9BY-Z113	天板補助脚 ローカウ ンター用	オカム ラ	840	16,300	32,600	
●	18	・天板下にワイヤリングスペースを設けることが可能であること ・カウンター寸法に合わせて製作すること	カウンター	CO- EWCD12P81*	カウンター EF ワイヤリングダクト	8	***	80	90	コクヨ		706	25,200	201,600	別注	別注ダクト	イト キ		36,000	288,000			本体に含む	オカム ラ				
●	19	■仕様 【本体】表面材：ポリエステル化粧MDF、芯材：パーティクルボード、エッジ：樹脂押出材 (ABS)、スクリーン：アクリル（5mm）両面フロスト 【取付金具】スチール、焼付塗装 ■要件 ・カウンターの連結部に取り付けること ・パネル厚さ30mm程度であること ・安全性を考慮しパネル端部はABS樹脂製とすること ・現状の可動仕切りパネルの形状を踏襲すること	カウンター	COS- EEFDM1MT1*	カウンター EF 可動仕切りパネル ロー用	4	31	910	1,300	コクヨ		706	298,800	1,195,200	SO	ブース連結パネル 別注	イト キ		350,000	1,400,000		48CS1C	可動仕切り	オカム ラ	839	300,000	1,200,000	
●	20	■仕様 【本体】表面材：ポリエステル化粧MDF、芯材：パーティクルボード、エッジ：樹脂押出材 (ABS)、スクリーン：アクリル（5mm）両面フロスト 【取付金具】スチール、焼付塗装 ■要件 ・カウンターの連結部に取り付けること ・パネル厚さ30mm程度であること ・安全性を考慮しパネル端部はABS樹脂製とすること ・現状の可動仕切りパネルの形状を踏襲すること	カウンター	COS- EEFDM1MT1**	カウンター EF 可動仕切りパネル ロー用	2	31	910	1,300	コクヨ		706	298,800	597,600	SO	ブース連結パネル 別注	イト キ		350,000	700,000		48CS1C	可動仕切り	オカム ラ	839	300,000	600,000	
●	21	■仕様 【本体】表面材：ポリエステル化粧MDF、芯材：パーティクルボード、エッジ：樹脂押出材 (ABS)、スクリーン：アクリル（5mm）両面フロスト 【取付金具】スチール、焼付塗装 ■要件 ・カウンターの端部側面に取り付けること ・パネル厚さ30mm程度であること ・安全性を考慮しパネル端部はABS樹脂製とすること ・現状の可動仕切りパネルの形状を踏襲すること	カウンター	COS- EESD3LMT1*	カウンター EF スクリーン付エンドパ ネル ロータイプ 左用	1	31	1,205	1,300	コクヨ		704	421,500	421,500	NVB-083DLK-92x1 NVB-0413DM-92x1 NVB-10JA-92x2	NVカウンター ロータイプ スクリーン付パネル NVカウンター ロータイプ スクリーン付パネル スクリーン付パネル エンドカバー	イト キ	633	260,200	260,200	W40xD800xH1 300 W40xD400xH1 300 W40xD10xH10 50	48CJ9A-ZB41x1 48CF3Y-Z637x2 48CLAY-Z113x1 48CY0Y-Z637x1	RBカウンター 直線 パネルアップバースク リーン付 パネルエンドカバー ローカウンター エン ド連結材セット 800D 床ズレ止め金具	オカム ラ	840	267,840	267,840	W1200xH1307 H1007 -
●	22	■仕様 【本体】表面材：ポリエステル化粧MDF、芯材：パーティクルボード、エッジ：樹脂押出材 (ABS)、スクリーン：アクリル（5mm）両面フロスト 【取付金具】スチール、焼付塗装 ■要件 ・カウンターの端部側面に取り付けること ・パネル厚さ30mm程度であること ・安全性を考慮しパネル端部はABS樹脂製とすること ・現状の可動仕切りパネルの形状を踏襲すること	カウンター	COS- EESD3RMT1*	カウンター EF スクリーン付エンドパ ネル ロータイプ 右用	1	31	1,205	1,300	コクヨ		704	421,500	421,500	NVB-083DLK-92x1 NVB-0413DM-92x1 NVB-10JA-92x2	NVカウンター ロータイプ スクリーン付パネル NVカウンター ロータイプ スクリーン付パネル スクリーン付パネル エンドカバー	イト キ	633	260,200	260,200	W40xD800xH1 300 W40xD400xH1 300 W40xD10xH10 50	48CJ9A-ZB41x1 48CF2Y-Z637x2 48CLAY-Z113x1 48CY0Y-Z637x1	RBカウンター 直線 パネルアップバースク リーン付 パネルエンドカバー ローカウンター エン ド連結材セット 800D 床ズレ止め金具	オカム ラ	840	207,840	207,840	W1200xH1307 H1007 -
●	23	・クロス仕様であること ・8色程度より選択可能なこと ・厚さ20mm程度であること ・隣の来庁者の手元が見えない工夫がなされていること ・No.12のトップシェルFに取り付け可能なこと ・No.9の直線カウンターと同一シリーズであること	カウンター	CO- EPD2HSNE1N*	カウンター 可動仕切りパネル(トップ シェルF用)	3	125	700	600	コクヨ		706	102,800	308,400	SO	可動パネルオプション	イト キ		265,800	797,400		48CS1A	可動仕切り	オカム ラ	839	104,000	312,000	
●	24	・No.9の直線カウンターに取り付け可能なこと ・No.9の直線カウンターと同一シリーズであること	カウンター	COF-EED1MT1	カウンター EF フラッシュドアロー用	1	624	37	560	コクヨ		706	132,000	132,000	NVA-7Y-92	NVカウンター アオリ戸 ローカウンター用	イト キ	631	118,500	118,500	W600xH730	48CD3B-ZB41	RBカウンター スイ ングドア 1007H用	オカム ラ	838	115,900	115,900	D671xH940
●	25	・パネル端部に連結レバーが内蔵されており、直線連結の場合コーナーポストを使用せずに連結 可能であること。 ・2方向、3方向、4方向連結の場合、コーナーポストは共通で使用できること ・パネルにエンドカバーが内蔵されていること ・クロス色は21色以上から選択可能であること・フレームは3色から選択可能であること	ローバーティ ション	PP- FXN00713HSN ESN	ローバーティション フレクセルII 全面 クロスパネル	3	700	54	1,335	コクヨ		662	71,900	215,700	FZR-0713AR-T1W2	FZRパネル クロスパネル	イト キ	709	70,800	212,400	W700xD50xH1 335	NX10BD-FFD3	ローバーティション ボジット 全面クロス パネル	オカム ラ	585	61,620	184,860	W700xD40xH1 320
●	26	・2方向、3方向、4方向連結の場合に共通で使用できること ・フレームは3色（シルバー、ホワイト）から選択可能であること	ローバーティ ション	PPS-FXNP13N	ローバーティション フレクセルII コー ナーポスト90°	1	54	54	1,335	コクヨ		664	22,700	22,700	FZR-13JS-T1	FZRパネル 連結ポスト 90° ポスト	イト キ	712	16,500	16,500	W51xD51xH13 35	NX81AB-Z637	ローバーティション ボジット コーナーポ スト90°	オカム ラ	588	35,120	35,120	H1320
●	27	■仕様 【天板/本体】スチール 【キャスター】薄型自在キャスター ■要件 ・引き出しは3段（上段：トレー、中段：B6、下段：A4）タイプであること ・A4ファイルボックスが5個収納できること ・薄型自在キャスターで自由に動かすことが可能であること ・内筒交換仕様で、シリンダー交換が可能であること ・災害時に飛び出さないよう、引き出しはラッチ付であること ・付属品としてペントレー1個、仕切板2枚程度がついていること	ワゴン	SD- IS46C3SAWN4	ワゴン IS 3段引き出し シリンダー 錠	2	395	602	600	コクヨ		346	75,600	151,200	CZR-046MACB-W9	CZRワゴン	イト キ	207	82,500	165,000	W400xD593xH 607	DNC1CE-Z975	ワゴン 3段引き出し D600用 シリン ダー錠	オカム ラ	346	108,600	217,200	W390xD580xH 650
●	28	・耐荷重60kg程度であること ・キャスター仕様であること ・固定ベルト取付穴付きであること ※共通仕様書記載の6-①-Aの適合対象外とする	プリンタースタ ンド	LPS-T5050FK	プリンタースタンド	4	500	535	90	サン ワ サブ ライ		111	13,000	52,000	同等品なし						同等品なし							
		合計				74																						



<凡例>
 [---] 既存貼用 (備品)
 [---] 既存貼用 (机等)
 [---] 新規購入 (備品・机等)
 [---] 新規購入 (備品・机等)

▽上部底ラインを示す

設計NO.	訂正日	DATE	TITLE	整理NO.
図面NO.		2025. 07. 02	岡山市南区役所 様	SCALE
		担当 設計	1階 窓口レイアウト (B)	1/100
				(A3)

同 等 品 申 請 書

件名： 南区役所 1階調達什器

申請者 _____ 所在地 _____
 商号又は名称 _____
 代表者職氏名 _____
 担当者名・電話番号 _____

整理番号	基準品仕様				品名・規格等							同等品申請仕様								品名・規格等	
	基準No.	フロア	エリア	品名 (一般名称)	品番	品名	数量	外寸法W×D×H			定価 (税抜)	メーカー名	カタログ名称	カタログページ	品名	品番	外寸法W×D×H			定価 (税抜)	基準品との相違点
記入例	177	2F	執務室2-2	事務用回転椅子 (ローバック、肘付き)	C04-B132CW-E1Q4Q41	チェア ミトラ2 可動肘 ランバー付き 黒脚 白本体 布	10	680	565	890	87,900	●●	●●	P●	●●	●●	●● ●● ●●	●●	●●●● ●●●●		
1																					
2																					
3	当該欄には、申請する同等品に係る一般事項や基準品の仕様内容を記載すること										・当該欄には、申請する同等品内容を記載すること。 ・基準品との相違点は、基準品と異なる仕様がある場合は記入すること（材質、形状、仕上げ、寸法等）。 ・同等品製品写真は、当該欄以外にもA3別紙に5cm×5cm程度のサイズで貼付すること。										
4																					
5																					
6																					
7																					
8																					
9																					
10																					
11																					
12																					
13																					
14																					
15																					
16																					
17																					

※行が足りない場合は、適宜、本表における行を追加等して対応すること。

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

岡山市長 大 森 雅 夫 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

㊞

令和8年6月8日 付けで公告のあった **南区役所1階調達什器**
に係る入札参加資格を確認されたく、必要な書類を添えて申請します。

なお、当社（者）は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条
の4に規定する者でないこと並びにこの申請書および添付書類の内容は事実と
相違ないことを誓約します。

指名停止等措置状況調書

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者名

岡山市以外の公共機関から指名停止，指名留保等の措置を受けているかどうか	措置を受けていない ・ 措置を受けている (該当する方を○で囲んでください。)
-------------------------------------	--

上記措置を受けている場合は以下に記載してください。

公 共 機 関 名	
措 置 期 間	
措 置 理 由	
そ の 他	

注1) この調書は，今回発注物品の入札参加資格確認申請時に提出するとともに，その後契約締結日までの間に上記措置を受けたときは，速やかに必要事項を記載して届け出てください。

納入物品明細書（1 / 3）

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

納入する物品の明細については、以下のとおりです。

南区役所1階調達什器

（消費税又は消費税相当額を除く）

基準No.	品名	メーカー、規格等	単価	数量	金額
1	デスク			1	
2	イス			7	
3	ローパーティション			3	
4	ローパーティション			1	
5	ローパーティション			1	
6	ローパーティション			3	
7	ローパーティション			3	
8	ローパーティション			3	
9	カウンター			3	
10	カウンター			1	
小計					

※搬入、設置、撤去作業等、全ての諸経費を含む。

納入物品明細書（2 / 3）

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

納入する物品の明細については、以下のとおりです。

南区役所1階調達什器

（消費税又は消費税相当額を除く）

基準No.	品名	メーカー、規格等	単価	数量	金額
11	カウンター			4	
12	カウンター			1	
13	カウンター			1	
14	カウンター			1	
15	カウンター			2	
16	カウンター			7	
17	カウンター			2	
18	カウンター			8	
19	カウンター			4	
20	カウンター			2	
小計					

※搬入、設置、撤去作業等、全ての諸経費を含む。

納入物品明細書 (3 / 3)

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

納入する物品の明細については、以下のとおりです。

南区役所1階調達什器

(消費税又は消費税相当額を除く)

基準No.	品名	メーカー、規格等	単価	数量	金額
21	カウンター			1	
22	カウンター			1	
23	カウンター			3	
24	カウンター			1	
25	ローパーティション			3	
26	ローパーティション			1	
27	ワゴン			2	
28	プリンタースタンド			4	
29					
30					
合計(=入札金額)					

※搬入、設置、撤去作業等、全ての諸経費を含む。